第14回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業の経過及びその成果
財産及び損益の状況の推移
対処すべき課題
主要な営業所
新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針
親会社等との間の取引に関する事項
連結財政状態計算書
連結損益計算書
連結持分変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
会計監査人の監査報告書
監査役会の監査報告書

（2019年７月１日から2020年６月30日まで）

株式会社アドベンチャー

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しています。
（https://jp.adventurekk.com/ir/meeting.html）

Ⅰ．企業集団の概況に関する事項

1.　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、上半期を中心に企業収益や雇用環境の改善によって緩やかな景気回復基調があった最中、第３四半期より新型コロナウイルス感染症が全世界的に急拡大し、企業活動の制限や外出自粛要請により個人消費の落ち込みを背景に経済が停滞する等、極めて厳しい状況で推移いたしました。

当社グループをとりまく経営環境につきましては、観光庁「宿泊旅行統計調査」（確報値）によりますと、2019年度の国内旅行者数は、5億9,592万人泊で前年比10.8%増、うち日本人延べ宿泊者数が4億8,027万人泊（前年比8.2%増）、外国人延べ宿泊者数が1億1,566万人泊（前年比22.7%増）となっており、国内旅行者数は全体として増加傾向にありました。また、日本政府観光局（JNTO）の報道発表によりますと、2019年度に日本を訪れた訪日外国人数は、3,188万2千人で、前年比で2.2%増となりました。

一方で、足元の状況におきましては、前述の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、2020年6月単月で国内旅行者数は、前年同月比69.6%減の1,394万人泊、特に外国人延べ宿泊者数が前年同月比98.2%減の18万人泊（いずれも速報値）となり、大幅な減少となりました。

このような事業環境のもと、当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の期間の業績が好調であり、感染拡大後においても積極的なコストの削減策を進めたものの、連結子会社である株式会社wundou及び株式会社ギャラリーレアに係るのれんの減損損失が生じ、収益は49,627,390千円（前年同期比1.7%減）、営業利益は461,019千円（前年同期比10.0%減）、税引前当期利益は351,018千円（前年同期比18.6%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は72,044千円（前年同期比61.0%減）となりました。

なお、当社は当連結会計年度において、子会社であるビッグハートトラベルエージェンシー株式会社、AppAge Limited.、株式会社スグヤクの各事業を非継続事業に分類しております。これにより、収益や営業利益、税引前当期利益は継続事業からのものを表示しており、上記事業（非継続事業）については、「非継続事業からの当期利益（親会社所有者帰属）」として、継続事業と区分して表示しております。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

（コンシューマ事業）

コンシューマ事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、及びそれによる政府の緊急事態宣言の発出により、国内の移動自粛や海外への渡航制限、商業施設の休業や映画、美術館、コンサートなどの興行の中止などが当社グループの業績にマイナスに働きましたが、同感染症の感染拡大前の期間の業績が好調であったことにより、セグメント収益は前連結会計年度比で微減に留まりました。また、セグメント利益につきましては、コストの抑制を積極的に進めたことにより増益傾向であったものの、連結子会社に係るのれんの減損損失の計上により、前連結会計年度比で減少となりました。

その結果、当セグメントの収益は49,451,441千円（前年同期比1.2%減）、セグメント利益は294,899千円（前年同期比19.6%減）となりました。

（投資事業）

投資事業につきましては、成長企業等への投資を引き続き継続しており、収益175,948千円（前年同期比55.9%減）、セグメント利益166,120千円（前年同期比14.2%増）となりました。

2. 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

区　　分	第12期	第13期	第14期 (当連結会計年度)
収益（千円）	18,752,868	50,474,985	49,627,390
親会社の所有者に帰属する当期利益（千円）	343,027	184,943	72,044
基本的１株当たり当期利益（円）	50.57	27.40	10.67
総資産額（千円）	10,768,337	17,024,332	16,908,449
親会社の所有者に帰属する持分（千円）	1,406,327	1,496,528	1,493,115

（注） 1. 当社は、第13期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。またご参考までに第12期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
2. 収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 2018年７月１日を効力発生日として普通株式１株につき３株の株式分割を行いましたが、第12期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定し、基本的１株当たり当期利益を算定しております。
4. 当連結会計年度において、ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社、AppAge Limited、株式会社スグヤクを非継続事業に分類しております。そのため、第13期の収益は組替えて表示しております。

日本基準

区　　分	第11期	第12期

営業収益（千円）	5,269,043	15,093,205
経常利益（千円）	409,123	511,836
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	242,035	313,908
１株当たり当期純利益（円）	35.69	46.27
総資産（千円）	3,685,909	10,724,263
純資産（千円）	1,566,375	1,394,163

（注） 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 2018年７月１日を効力発生日として普通株式１株につき３株の株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

3. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気後退リスクが増大するなど一段と先行き不透明な状況にあり、短期・中期の両面から企業リスクへの迅速な対応が求められていると認識しております。

このような中、当社グループが対処すべき主な課題は下記のとおりであります。

（1）海外への事業拡大

当社グループでは、国内市場における継続的な事業の拡大を図っておりますが、当社グループが更なる成長を遂げるためには、新型コロナウイルス感染症の終息を前提として、海外への事業拡大が必要不可欠であると考えております。

特に東南アジア諸国では、日本以上にLCCのシェアが拡大しており、今後もシェアが拡大するものと予想されております。当社がこれらのLCC全ての路線を取り扱うためには、海外航空券の仕入先であるホールセラーが提供しているAPIだけでは対応できないことから、各国のLCCのAPIに個別接続する必要があります。

当社グループでは、これらの状況に対処するため、国内で培った技術力やノウハウを活かし、堅牢なシステム構築を図ってまいります。

（2）グローバル人材の採用

当社グループは、国内市場のみならず、世界各国の旅行商品の取り扱いを充実させることによって国際競争力を高め、更なる事業拡大を図る方針であります。このため、当社としましては、外国人顧客向けのオペレーターや、国内外の優秀な人材を確保することが重要と認識しており、社内における研修制度の充実や語学が堪能な人材の採用強化に取り組んでまいります。

（3）新サービスの展開

多様化する顧客のニーズに応えるため、当社グループは常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しております。

今後も既存サービスの充実に加えて、当社グループが有するサイト運営能力、サービス開発力等を活かして様々な新サービスを展開することによって、既存顧客への付加価値を提供するとともに、新規顧客の獲得を図ってまいります。

（4）顧客に対して提供する情報の量及び質の向上

インターネット等を利用することによって顧客自身が様々な媒体から様々な情報を入手することが容易となっていることから、旅行に対する顧客のニーズは多様化し、旅行会社に対する要望も高くなっております。このような状況に対して、当社としましては、顧客一人一人のニーズにマッチした情報提供を行ってまいります。

（5）認知度の向上

当社が運営するサイトを多くの顧客に利用して頂くためには、サイトの認知度を更に向上させることが必要不可欠であると考えております。このため、新聞、テレビCMを活用した効果的な広告宣伝、Webマーケティング技術の有効活用等を実施することで認知度の向上に努めてまいります。

（6）顧客の利便性向上

当社グループはPC及びスマートフォンによる販売を行っておりますが、特にスマートフォンからの申込みが増加しており、今後も更に増加するものと予想されております。このため、当社としましては、スマートフォンに対応した検索機能や予約機能等を充実させ、顧客の利便性向上に努めてまいります。

4. 主要な営業所

(1) 主要な営業所（2020年６月30日現在）

名　称	所　在　地
本社	東京都渋谷区
ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社	東京都渋谷区
AppAge Limited.	Hong Kong
株式会社スグヤク	東京都渋谷区
コスミック流通産業株式会社	神奈川県横浜市神奈川区
コスミックGCシステム株式会社	神奈川県横浜市神奈川区
株式会社wundou	東京都葛飾区
株式会社TET	大阪府大阪市北区
株式会社ギャラリーレア	大阪府大阪市中央区
Gallery Rare Pte. Ltd.	Singapore
Gallery Rare Hong Kong Limited	Hong Kong
株式会社EDIST	東京都渋谷区
ラド観光株式会社	大阪府大阪市北区

Ⅱ．新株予約権等に関する事項

当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　称	第１回新株予約権
新株予約権の数	７個
保有人数 当社監査役	 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　8,400株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり3,600円 （１株当たり３円）
新株予約権の行使期間	2015年12月28日から2023年12月27日まで
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 ②　新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。 ③　その他の権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 ④　前各号の規定に関わらず、会社法ならびにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではない。

名　称	第４回新株予約権
新株予約権の数	28個
割当先 当社取締役（社外取締役を除く） 当社社外取締役 当社監査役	 １名 ２名 ３名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　8,400株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり　1,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり1,043千円 （１株当たり3,477円）
新株予約権の行使期間	2018年10月１日から2024年５月28日まで
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当社の2018年６月期から2022年６月期までのいずれかの事業年度における営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、達成した年度の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。 （a）営業利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合　50％ （b）営業利益が1,500百万円を超過した場合：行使可能割合　100％ なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ②　新株予約権者は、権利行使時においては、当社または当社子会社の取締役及び監査役、または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。 ③　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

名　称	第５回新株予約権
新株予約権の数	1,500個
保有人数 当社取締役	 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　450,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり　　1,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり1,008千円 （１株当たり3,360円）
新株予約権の行使期間	2018年10月1日から2024年8月28日まで
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当社の2018年６月期から2022年６月期までのいずれかの事業年度における営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、達成した年度の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。 （a）営業利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合　50％ （b）営業利益が1,500百万円を超過した場合：行使可能割合　100％ なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ②　新株予約権者は、権利行使時においては、当社または当社子会社の取締役及び監査役、または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。 ③　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

2. 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

Ⅲ．会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬の額（注）1.	36,500千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬の額	－千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,700千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、子会社の上場準備に関する助言業務であります。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

Ⅳ．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

(2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(3) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

(4)「コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、法令順守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。

(5) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。
(6) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 事業上のリスク管理に関する規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
(2) コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備及び見直しを行う。
(3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。
(4)「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長及び監査役に対して適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は月に１回定期的に、または必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
(2) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」その他社内規則に定めるところによる。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、主要な子会社及び関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。

(2) 「コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社及び子会社における業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。

(3) 子会社の管理は経営企画室が行うものとし、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行を監査する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。

(2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

(3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役が必要とした場合、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

(2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会等の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及びその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

(2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

2. リスク管理

当社はリスクマネジメント規程において、当社の危機管理に関する基本事項及びリスクが発生した場合の具体的な対応方法等について定め、危機管理に必要な体制を整備しております。

3. 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の内部監査室において子会社の経営管理体制を整備及び統括する体制を敷いております。

4. 取締役の職務執行

当社は取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しており、社外取締役を３名選任し、取締役会等を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

5. 監査役

当社の監査役は全員が社外監査役であり、取締役会において積極的に発言することにより、監督機能を強化しております。また、会計監査人、内部監査室と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリング及び助言を行っております。

Ⅴ．会社の支配に関する基本方針

当社は会社の支配に関する基本方針は定めておりません。

Ⅵ．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への配当政策を最重要課題の一つと認識し、経営成績に裏付けされた配分を行うことを基本方針としております。

2020年６月期の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、当期の業績、今後の事業展開等を総合的に勘案し、1 株当たり 5 円とさせていただきたいと考えております。

Ⅶ．親会社等との間の取引に関する事項

当社は銀行借入及び営業債務に対して主要株主兼代表取締役社長である中村俊一氏より債務保証を受けております。この債務保証に当たっては金額、その他内容及び条件が一般の取引条件と同様に適切な条件による取引で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、この取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものでないことを確認したうえでその適正性、妥当性を判断しております。

連結財政状態計算書

(2020年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産		**負債**	
流動資産	**11,888,256**	**流動負債**	**11,810,144**
現金及び現金同等物	6,998,325	営業債務及びその他の債務	3,060,538
営業債権及びその他の債権	308,693	社債及び借入金	7,614,951
棚卸資産	2,639,465	リース負債	440,446
営業投資有価証券	1,269,045	引当金	33,493
その他の流動資産	672,726	未払法人所得税等	407,305
非流動資産	**5,020,192**	その他の流動負債	253,407
有形固定資産	315,952	**非流動負債**	**3,621,935**
使用権資産	1,086,767	社債及び借入金	2,278,825
のれん	1,818,327	リース負債	720,654
無形資産	454,244	退職給付に係る負債	41,516
その他の金融資産	1,103,442	繰延税金負債	122,083
繰延税金資産	218,918	その他の非流動負債	458,856
その他の非流動資産	22,540	**負債合計**	**15,432,080**
		資本	
		親会社の所有者に帰属する持分	**1,493,115**
		資本金	**557,182**
		資本剰余金	**492,190**
		利益剰余金	**707,599**
		自己株式	**△244,894**
		その他の資本の構成要素	**△18,961**
		非支配持分	**△16,746**
		資本合計	**1,476,369**
資産合計	**16,908,449**	**負債及び資本合計**	**16,908,449**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額
収益	**49,627,390**
売上原価	**36,742,253**
営業総利益	**12,885,137**
販売費及び一般管理費	11,683,372
その他の収益	108,199
その他の費用	848,944
営業利益	**461,019**
金融収益	319
金融費用	110,320
税引前当期利益	**351,018**
法人所得税費用	268,492
継続事業からの当期利益	**82,526**
非継続事業	
非継続事業からの当期損失	**△61,278**
当期利益	**21,248**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	72,044
非支配持分	△50,796
当期利益	**21,248**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2019年６月30日残高	557,180	492,188	849,290	△244,894
企業結合に関する暫定的な会計処理の確定による累積的影響額			△8,605	
誤謬の訂正による累積的影響額			△137,628	
遡及処理後当期首残高	557,180	492,188	703,056	△244,894
当期利益			72,044	
その他の包括利益				
当期包括利益合計	－	－	72,044	－
配当金			△67,500	
新株の発行	1	1		
所有者との取引額合計	1	1	△67,500	－
2020年６月30日残高	557,182	492,190	707,599	△244,894

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素					
	在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	新株予約権	合計		
2019年６月30日残高	△11,337	△1,258	1,595	△11,000	66,662	1,709,425
企業結合に関する暫定的な会計処理の確定による累積的影響額						△8,605
誤謬の訂正による累積的影響額					△32,388	△170,017
遡及処理後当期首残高	△11,337	△1,258	1,595	△11,000	34,274	1,530,803
当期利益					△50,796	21,248
その他の包括利益	△7,721	△239		△7,960	△224	△8,184
当期包括利益合計	△7,721	△239	－	△7,960	△51,020	13,063
配当金						△67,500
新株の発行						3
所有者との取引額合計	－	－	－	－	－	△67,497
2020年６月30日残高	△19,058	△1,498	1,595	△18,961	△16,746	1,476,369

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2)連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

①連結子会社の数　　12社

②主要な連結子会社の名称

ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社
AppAge Limited.
株式会社スグヤク
コスミック流通産業株式会社
コスミックGCシステム株式会社
株式会社wundou
株式会社TET
株式会社ギャラリーレア
Gallery Rare Pte.Ltd.
Gallery Rare Hong Kong Limited
株式会社EDIST
ラド観光株式会社

③連結の範囲の変更

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AppAge Limited.の決算日は３月31日となっております。連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①金融資産の評価基準及び評価方法

（ⅰ） 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。金融資産のうち、株式は約定日に当初認識をしており、その他の金融資産については金融商品の契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

（ⅱ） 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

（iii） 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

（iv） 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが、当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12カ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
・貨幣の時間価値
・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け

可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額及び戻入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、主として先入先出法または個別法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。

③有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれております。土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法により計算しております。また、定率法による減価償却が、当該資産から生じる将来の経済的便益が消費されるパターンをより良く反映する場合には、定率法を採用しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物　　３～15年
・工具、器具及び備品　３～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④無形資産（のれんを除く）の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。見積耐用

年数は主としてソフトウエアの５年であります。
なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤リース資産
当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。
借手としてのリース
リースの開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時までに借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。
リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後において、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。
なお、短期リース及び少額資産のリースについてはIFRS第16号「リース」第６項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

⑥のれんに関する事項
当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額(通常、公正価値)を控除した額として当初測定しております。
のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。
のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

⑦非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

⑧重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定

的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額についての信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

・資産除去債務

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

⑨従業員給付

イ．短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的又は推定的な債務を負っており、信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ロ．退職後給付

一部の連結子会社は、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しております。退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法による、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算結果が、IAS第19号の原則的な方法に従って計算した場合と近似しているため、日本基準における簡便法を適用しております。

⑩収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第９号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における履行義務を配分する。

ステップ５：履行義務を充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

⑪外貨換算

・外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

・在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

⑫その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更

当連結会計年度より強制適用となった以下の基準書及び解釈指針を適用しております。

新たに適用する主な基準書及び解釈指針

基準書及び解釈指針	概要
IFRS第16号「リース」	リース会計に関する包括的な改定

IFRS第16号の適用に伴い、借手のリースは単一の会計モデルにより、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う債務を表すリース負債を連結財政状態計算書上で認識することが要求されます。また、使用権資産とリース負債の認識後は、連結損益計算書において使用権資産の減価償却費及びリース負債に係る利息費用を認識することとなります。

過去にIAS第17号を適用してファイナンス・リースに分類した借手のリースについては、適用開始日の使用権資産及びリース負債の帳簿価額を、それぞれ、

直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産及びリース負債の帳簿価額で算定しています。

また、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手のリースについては、適用開始日に、使用権資産及びリース負債を認識しています。リース負債は、残存リース料（解約不能なリース契約に基づき発生する将来最低支払リース料と、解約可能なリース契約のうち解約オプションを行使しないことが合理的に確実である期間に対応する支払リース料等の合計）を適用開始日における借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値で測定しています。当該追加借入利子率の加重平均は、1.13%です。なお、2019年６月30日時点でIAS第17号を適用して開示した解約不能オペレーティング・リース契約に基づく最低支払リース料を当該追加借入利子率で割引いた現在価値の総額と、IFRS第16号適用開始時に認識したリース負債の差額は82,272千円です。これは主に、リース期間の算定に当たり、延長オプション及び解約オプションの行使可能性の評価を行ったことによる影響であります。

加えて、IFRS第16号の適用に際し、以下の実務上の便法を使用しています。

・使用権資産に対する減損テストを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠
・適用開始日から12ヶ月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理
・当初在の使用権資産の測定から除外
・契約にリースを延長する又は解約するオプションが含まれている場合においてリース期間を算定する際などに、事後的判断を使用

IFRS第16号の経過措置に従い、適用開始による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

以上の結果、適用開始日において、連結財政状態計算書にリース負債及び使用権資産1,585,037千円を認識しています。

３．表示方法の変更

非継続事業に分類した事業に係る損益は、連結損益計算書において継続事業の当期利益の後に法人所得税費用控除後の金額で区分しております。

４．誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、当社子会社の従業員による不正行為が判明したため、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の累積的影響額は、当連結会計年度期首の資本の帳簿価額に反映されております。この結果、連結持分変動計算書の期首

残高は、利益剰余金が137,628千円、非支配持分が32,388千円減少しております。

５．追加情報

連結計算書類作成にあたっての新型コロナウイルス感染症の影響

2020年4月7日に発出された新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言、休業要請及び外出自粛要請等に基づき、当社グループでは、国内及び海外の航空機の減便、渡航や移動の制限を受けるとともに、一部の店舗の臨時休業や営業時間の短縮を実施いたしました。

その後の緊急事態宣言及び休業要請の解除により、航空便の一部再開や移動制限の一部解除を受けるとともに店舗営業の再開、営業時間短縮の解除を順次実施しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大前と比べ来店者数の減少等の影響が出ております。今後についても、新型コロナウイルス感染症の収束時期や消費者の購買意欲回復時期が見通せない状況にあります。

連結計算書類の作成にあたっては、前述のような昨今の状況を踏まえ、翌連結会計年度から翌々連結会計年度までは売上高の減少の影響が継続するものの、それ以降は徐々に回復すると仮定した計画を策定し、資産の減損のほか、会計上の見積りに反映しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の収束時期や消費者の購買意欲回復時期等、現時点では全ての影響を計画に織り込むことは困難であり、収束時期等によって仮定した計画が変動した場合は、こうした会計上の見積りの判断に影響を及ぼし、当社の翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

６．連結財政状態計算書に関する注記

(1)資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	550千円
(2)有形固定資産の減価償却累計額	424,140千円
(3)担保に供している資産及び担保に係る債務	
①　現金及び現金同等物	116,000千円
②　①に対応する債務　営業債務及びその他の債務	54千円

７．連結持分変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（株）	増加株式数（株）	減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	6,797,700	1,200	－	6,798,900

（変動事由の概要）

発行済株式の増加数の主な内容は、次のとおりであります。
新株予約権の権利行使による新株の発行　1,200株

(2)自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（株）	増加株式数（株）	減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	47,633	－	－	47,633

(3)新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高（千円）
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
2014年第１回新株予約権	普通株式	10,800	－	1,200	9,600	－
2017年第４回新株予約権	普通株式	28,500	－	－	28,500	95
2017年第５回新株予約権	普通株式	450,000	－	－	450,000	1,500
合計		489,300	－	1,200	488,100	1,595

(変動事由の概要)
目的となる普通株式の減少数の主な内容は、次のとおりであります。
新株予約権の権利行使による新株の発行　1,200株

(4)配当に関する事項

①配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年９月24日定時株主総会	普通株式	67,500	利益剰余金	10.00	2019年６月30日	2019年９月25日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年９月24日定時株主総会	普通株式	33,756	利益剰余金	5.00	2020年６月30日	2020年９月25日

８．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指し

て資本管理をしております。
当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）及び親会社所有者帰属持分比率であります。これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

②信用リスク管理
信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。
当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。
なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。
当社グループでは、営業債権と営業債権以外の債権に区分して貸倒引当金を算定しております。いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。
また、支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。
当社グループは、重大な金融要素を含んでいない営業債権に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

③流動性リスク管理
流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。
当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

④金利リスク
当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。
当社グループは、適正な資本コスト率の維持及び成長投資のための財務基盤の強化を目的として社債及び借入金により資金調達を行っております。社債及び借入金の資金調達においては、金利市場の動向により、変動金利と固定金利のバラ

ンスを考慮して決定しております。

⑤市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。株式への投資については、定期的に市場価格や発行体の財務状況等を把握するとともに保有意義についての再確認を行い、継続的にポートフォリオの見直しを行っております。

(2)金融商品の公正価値等に関する事項

2020年６月30日における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

	帳簿価額	公正価値
資　　産		
現金及び現金同等物	6,998,325千円	6,998,325千円
営業債権及びその他の債権	308,693	308,693
営業投資有価証券	1,269,045	1,269,045
その他の金融資産	1,307,533	1,307,533
合　　計	9,883,598	9,883,598
負　　債		
営業債務及びその他の債務	3,060,538	3,060,538
社債及び借入金	9,893,776	9,882,285
その他の金融負債	1,676,682	1,676,682
合　　計	14,630,997	14,619,506

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、その他の金融負債）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（営業投資有価証券、その他の金融資産）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。上場株式以外の投資の公正価値については、類似会社の市場価格に基づく評価技法及び純資産価値に基づく評価技法等により算定しております。

（社債及び借入金）

社債及び借入金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を履行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

９．１株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社所有者帰属持分	221.16円
基本的１株当たり当期利益	
継続事業	20.03円
非継続事業	△9.36円
合計	10.67円

１０．非継続事業に関する注記

(1)非継続事業の概要

当社は、2020年2月12日の取締役会において当社の連結子会社である株式会社スグヤクを、2020年6月10日の取締役会において当社の連結子会社であるビッグハートトラベルエージェンシー株式会社及びAppAge, Limited.を清算することを決議しました。

これにより、当社グループは、2018年7月1日から支配喪失日までのこれら３会社の損益を、継続事業から分離して非継続事業として表示しております。

なお、株式会社スグヤク、ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社及びAppAge, Limited.は、いずれもコンシューマ事業に区分されていました。

(2)非継続事業の損益

	当連結会計年度 （自　2019年7月1日 至　2020年6月30日）
非継続事業の損益	
収益	5,097千円
費用	66,122千円
非継続事業からの税引前利益	△61,025千円
法人所得税費用	252千円
非継続事業からの当期利益	△61,278千円

１１．重要な後発事象に関する注記

（子会社株式の譲渡）

(1)株式会社wundouの株式の譲渡

当社は、2020年8月5日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社wundou（以下、wundou）の全株式420株を、丸井織物株式会社（以下、丸井織物）に譲渡することを決議し、2020年8月31日付で株式を譲渡致しました。

本株式譲渡の決定に伴い、2021年6月期第１四半期連結会計期間において、同社を非継続事業に分類する予定です。これにより、同社に係る収益及び利益は、連結損益計算書上、継続事業と区分して表示されます。

①株式譲渡の理由

当社はwundou株式取得時において、当社の航空券予約販売サイト「skyticket」で培ったオンラインマーケティングノウハウ等を活用することによりwundouの個人客の取り込みや、小売事業の拡大を目指してきましたが、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大等により、当社主要事業の旅行事業を取り巻く環境は急速に変化しており、経営資源を集中することの重要性がより増してきている状況となっております。

このような環境変化の中で、当社は積極的に事業の選択と集中を図り、旅行事業以外の事業の整理を行っており、この過程において丸井織物よりwundouの株式取得の意向を受け、両社の将来に向けた事業拡大と高いシナジー効果が期待できることから本譲渡にいたりました。

②株式譲渡の相手先の名称

丸井織物株式会社

③株式譲渡日

2020年8月31日

④当該子会社の名称、事業内容および当社との取引関係

（ⅰ）名称　　株式会社wundou

（ⅱ）事業内容　スポーツ用品衣類およびカジュアルウェアーの製造販売等

⑤譲渡株式数、譲渡価額および譲渡後の所有株式数

（ⅰ）譲渡株式数　420株

（ⅱ）譲渡価額　　590,000千円

この譲渡にあたり別途アドバイザリー費用等が20百万円発生しました。

（ⅲ）譲渡後の所有株式数　0株（議決権所有割合：0%）

⑥当該子会社が含まれていた報告セグメントの名称

コンシューマ事業

(2)株式会社ギャラリーレアの株式の譲渡

当社は、2020年8月25日開催の取締役会において、当連結会計年度末において80.95%保有している連結子会社である株式会社ギャラリーレア（以下、ギャラリーレア）の株式を、以下の株式譲渡予定日までに残りの19.05%を取得して100%保有にした上で、株式会社オークネット（以下、オークネット）に、当該100%の株式を譲渡することを決議致しました。

本株式譲渡の決定に伴い、2021年6月期第１四半期連結会計期間において、同社を非継続事業に分類する予定です。これにより、同社に係る収益及び利益は、連結損益計算書上、継続事業と区分して表示されます。

①株式譲渡の理由

当社はギャラリーレア株式取得時において、当社の航空券予約販売サイト「skyticket」で培った オンラインマーケティングノウハウ等を活用することによりギャラリーレアのオンラインでの取引拡大等を目指してきましたが、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大等により、当社主要事業の旅行事業を取り巻く環境は急速に変化しており、経営資源を集中する事の重要性がより増してきている状況となっております。

このような環境変化の中で、当社は積極的に事業の選択と集中を図り、旅行事業以外の事業の整理を行っており、この過程においてオークネットよりギャラリーレアの株式取得の意向を受け、両社の将来に向けた事業拡大と高いシナジー効果が期待できることから本譲渡にいたりました。

②株式譲渡の相手先の名称

株式会社オークネット

③株式譲渡日

2020年9月15日（予定）

④当該子会社の名称、事業内容および当社との取引関係

（ⅰ）名称　　株式会社ギャラリーレア

（ⅱ）事業内容　海外ブランド衣料雑貨、服飾雑貨の輸入及び販売等

⑤譲渡株式数、譲渡価額および譲渡後の所有株式数

（ⅰ）譲渡株式数　31,500株（連結会計年度末において25,500株式を保有）

（ⅱ）譲渡価額　　599,000千円（予定）

この譲渡にあたり別途アドバイザリー費用等が35百万円発生する予定です。

（ⅲ）譲渡後の所有株式数　0株（議決権所有割合：0%）

⑥当該子会社が含まれていた報告セグメントの名称

コンシューマ事業

（資本準備金の額の減少）

当社は、2020年8月25日に開催された取締役会において、2020年9月24日に開催を予定している定時株主総会に、資本準備金の額の減少を付議することについて決議しております。

(1)資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保する事を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

(2)資本準備金の額の減少の要領

減少する資本準備金の額

資本準備金　　350,000千円

増加する資本剰余金の額

その他資本剰余金　350,000千円

(3)準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2020年10月30日（予定）

貸借対照表

(2020年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**5,640,634**	**流動負債**	**6,501,832**
現金及び預金	3,956,529	買掛金	936,384
売掛金	85,256	短期借入金	2,511,662
営業投資有価証券	994,942	１年内返済予定の長期借入金	679,452
商品	102,468	未払金	1,734,809
前渡金	275,895	未払費用	53,343
前払費用	105,888	未払法人税等	398,705
短期貸付金	22,868	前受金	151,639
未収入金	92,323	その他	35,835
その他	4,460	**固定負債**	**1,638,231**
固定資産	**3,765,153**	長期借入金	1,632,231
有形固定資産	**32,132**	その他	6,000
建物	18,622		
工具、器具及び備品	13,510	**負債合計**	**8,140,063**
無形固定資産	**351,393**	(純資産の部)	
ソフトウエア	351,393	**株主資本**	**1,181,354**
投資その他の資産	**3,381,626**	**資本金**	**557,182**
投資有価証券	13,833	**資本剰余金**	**492,190**
関係会社株式	2,684,080	資本準備金	492,190
敷金及び保証金	326,796	**利益剰余金**	**376,876**
長期貸付金	47,131	その他利益剰余金	376,876
長期前払費用	6,458	繰越利益剰余金	376,876
繰延税金資産	303,305	**自己株式**	**△244,894**
その他	950	**評価・換算差額等**	**82,774**
貸倒引当金	△930	その他有価証券評価差額金	82,774
		新株予約権	**1,595**
		純資産合計	**1,265,723**
資産合計	**9,405,787**	**負債・純資産合計**	**9,405,787**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		9,579,432
売　上　原　価		－
営　業　総　利　益		9,579,432
営　業　費　用		8,475,359
営　業　利　益		1,104,073
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	835	
キャッシュレス還元収入額	43,465	
そ　の　他	6,595	50,895
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	36,208	36,208
経　常　利　益		1,118,761
特　別　損　失		
減　損　損　失	65,789	
関係会社株式評価損	944,962	1,010,752
税引前当期純利益		108,009
法人税、住民税及び事業税	377,615	
法　人　税　等　調　整　額	△325,740	51,875
当　期　純　利　益		56,134

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	557,180	492,188	492,188	496,720	496,720
誤謬の訂正による累積的影響額				△108,477	△108,477
遡及処理後当期首残高	557,180	492,188	492,188	388,243	388,243
剰余金の配当				△67,500	△67,500
当期純利益				56,134	56,134
新株の発行	1	1	1		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1	1	1	△11,366	△11,366
当期末残高	557,182	492,190	492,190	376,876	376,876

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△244,894	1,301,194	98,679	98,679	1,595	1,401,468
誤謬の訂正による累積的影響額		△108,477				△108,477
遡及処理後当期首残高	△244,894	1,192,717	98,679	98,679	1,595	1,292,991
剰余金の配当		△67,500				△67,500
当期純利益		56,134				56,134
新株の発行		3				3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△15,905	△15,905		△15,905
当期変動額合計	－	△11,362	△15,905	△15,905	－	△27,268
当期末残高	△244,894	1,181,354	82,774	82,774	1,595	1,265,723

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるもの（営業投資有価証券を含む）

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

その他有価証券で時価のないもの（営業投資有価証券を含む）

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

商　品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

(2)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法及び定率法によっております。

なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　15年

工具、器具及び備品　３～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法に基づいております。

(3)引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認めら

れる額を計上しております。

(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し（５年償却)、それ以外は発生年度の費用として処理しております。

(5)計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

２．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、当社子会社の従業員による不正行為が判明したため、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の累積的影響額は、当事業年度期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が108,477千円減少しております。

４．追加情報

個別計算書類作成にあたっての新型コロナウイルス感染症の影響

2020年4月7日に発出された新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言、休業要請及び外出自粛要請等に基づき、当社グループでは、国内及び海外の航空機の減便、渡航や移動の制限を受けるとともに、一部の店舗の臨時休業や営業時間の短縮を実施いたしました。

その後の緊急事態宣言及び休業要請の解除により、航空便の一部再開や移動制限の一部解除を受けるとともに店舗営業の再開、営業時間短縮の解除を順次実施しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大前と比べ来店者数の減少等の影響が出ております。今後についても、新型コロナウイルス感染症の収束時期や消費者の購買意欲回復時期が見通せない状況にあります。

個別計算書類の作成にあたっては、前述のような昨今の状況を踏まえ、翌事業年度から翌々事業年度までは売上高の減少の影響が継続するものの、それ以降は徐々に回復すると仮定した計画を策定し、資産の減損のほか、会計上の見積りに反映しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の収束時期や消費者の購買意欲回復時期等、現時点では全ての影響を計画に織り込むことは困難であり、収束時期等によって仮定した計画が変動した場合は、こうした会計上の見積りの判断に影響を及ぼし、当社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

５．貸借対照表に関する注記

(1) 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

コスミック流通産業㈱	1,750,000千円
㈱ギャラリーレア	2,427,630千円

(2) 下記の会社の営業債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

ラド観光㈱	38,705千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額	20,398千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	24,501千円
長期金銭債権	57,131千円
短期金銭債務	181,539千円

６．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業費用	1,260千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	4,428千円

７．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式(株)	47,633	－	－	47,633

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

営業投資有価証券評価損	24,626千円
投資有価証券評価損	3,048千円
関係会社株式評価損	319,335千円
未払事業税	18,333千円
その他	2,689千円
評価性引当額	△28,195千円
繰延税金資産合計	339,836千円
繰延税金負債との相殺	△36,531千円
繰延税金資産の純額	303,305千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△36,531千円
繰延税金負債合計	△36,531千円
繰延税金資産との相殺	36,531千円
繰延税金負債の純額	－千円

９．関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	コスミック流通産業株式会社	所有直接100	債務保証	子会社銀行借入に対する債務保証（注１）	1,750,000	—	—
			営業仕入	金券仕入（注２）	408,558	—	—
子会社	株式会社ギャラリーレア	所有直接80.95	債務保証	子会社銀行借入に対する債務保証（注１）	2,427,630	—	—
子会社	株式会社ＴＥＴ	所有直接100	営業仕入	航空券の仕入（注３）	5,342,307	買掛金	147,315
						未払金	88

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．金融機関からの借入金に対して、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受け取

っておりません。
2．金券の仕入について、価格価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。
3．航空券の仕入について、価格価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	中村俊一	（被所有）67.96	当社代表取締役社長	当社銀行借入に対する債務保証（注１）	10,024	—	—
				当社営業取引に対する債務保証（注２）	480,001	買掛金	479,742
						未払金	259

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社は銀行借入に対して主要株主兼代表取締役社長である中村俊一氏より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
２．当社は営業債務に対して主要株主兼代表取締役社長である中村俊一氏より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

１０．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	187.24円
１株当たり当期純利益	8.31円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	8.30円

１１．重要な後発事象に関する注記

（子会社株式の譲渡）

(1)株式会社wundouの株式の譲渡

当社は、2020年8月5日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社wundouの全株式420株を、丸井織物株式会社に譲渡することを決議し、2020年8月31日付で株式を譲渡いたしました。

詳細は、「連結注記表　１１．重要な後発事象に関する注記　（子会社株式の譲渡）　(1)」に記載の通りであります。

(2)株式会社ギャラリーレアの株式の譲渡

当社は、2020年8月25日開催の取締役会において、当事業年度末において80.95

%保有している連結子会社である株式会社ギャラリーレアの株式を、株式譲渡予定日までに残りの19.05%を取得して100%保有にした上で、株式会社オークネットに、当該100%の株式を譲渡することを決議致しました。

詳細は、「連結注記表　１１．重要な後発事象に関する注記　（子会社株式の譲渡）　(2)」に記載の通りであります。

（資本準備金の額の減少）

当社は、2020年8月25日に開催された取締役会において、2020年9月24日に開催を予定している定時株主総会に、資本準備金の額の減少を付議することについて決議しております。

詳細は、「連結注記表　１１．重要な後発事象に関する注記　（資本準備金の額の減少）」に記載の通りであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年９月４日

株式会社　アドベンチャー
取　締　役　会　　御　中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　磨紀郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上西　貴之　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アドベンチャーの2019年７月１日から2020年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社アドベンチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．連結注記表「５．追加情報」において、連結計算書類作成にあたっての新型コロナウイルス感染症の影響に関する事項が記載されている。
２．連結注記表「11．重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2020年８月25日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ギャラリーレアの株式を、株式譲渡予定日の2020年９月15日までに残りの19.05％を取得して100％保有にした上で譲渡することを決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に 注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年９月４日

株式会社　アドベンチャー
取　締　役　会　　御　中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　和田　磨紀郎　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上西　貴之　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アドベンチャーの2019年７月１日から2020年６月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．個別注記表「４．追加情報」において、計算書類作成にあたっての新型コロナウイルス感染症の影響に関する事項が記載されている。
２．個別注記表「11．重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2020年８月25日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ギャラリーレアの株式を、株式譲渡予定日の2020年９月15日までに残りの19.05％を取得して100％保有にした上で譲渡することを決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年７月１日から2020年６月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営企画室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年９月８日

株式会社　アドベンチャー　監査役会

監査役(常勤)　児玉　尚人　　㊞

監　査　役　山川　善之　　㊞

監　査　役　角田　千佳　　㊞

（注）上記監査役3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上